

養育費の取り決めにかかる 公正証書等の作成費用を補助します

NEW

対象者

令和3年4月1日以降に公正証書を作成した市内にお住まいのひとり親家庭の母または父で、次の要件を全て満たす方

- ・児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準にあること
- ・養育費の取決めに係る経費を負担したこと
- ・養育費の取決めに係る債務名義を有していること
- ・養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養していること
- ・過去に養育費の取決めをかわした同内容の文書で補助金の交付を受けていないこと

補助額

対象経費について上限5万円 1人1回限り

申請期日

公正証書等を作成した日(令和3年4月1日以降)の翌日から6か月以内

申請方法

必要書類を添え、福祉課 家庭支援係へ提出

詳しくは 福祉課 家庭支援係 ☎0954-23-9216

住みよいまちの 子育て支援 PART 2

NEW

「武雄市子ども家庭総合支援拠点」を 設置しました

子どもとその家庭、妊産婦を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行います。武雄市子ども家庭総合支援拠点では、子ども家庭支援員を配置し、子育てにおける様々なご相談に応じています。子育てに悩んだ時には、一人で抱え込まずお気軽にご相談ください。

詳しくは 家庭児童相談室 ☎0954-23-9129
福祉課 家庭支援係 ☎0954-23-9216

ペアレント・プログラム講座を 始めます

NEW

発達障がいやその可能性のあるお子さんの子育てに難しさを感じている保護者の方に、楽しい子育てのための「ペアレント・プログラム講座」を始めます。子育ての仲間を見つけにぜひお越しください。7月に募集開始、9月開講(全6回)予定です。

詳しくは 福祉課 こども発達支援室 ☎0954-27-7092

さらに

有料広告



保険のご相談は私たちにお任せください。

相談できる・納得できる・安心できる

株式会社マックス

☎0120-928-326

佐賀県武雄市武雄町大字昭和133

保険相談佐賀.jp

検索

